

議会運営委員会日程

平成28年3月17日（木）

午前10時 502会議室

日程第1 追加議案について

- (1) 議案第86号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第87号 川崎市副市長の選任について
- (3) 議案第88号 川崎市教育委員会委員の任命について
- (4) 議案第89号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (5) 議案第90号 川崎市市民オンブズマンの選任について
- (6) 議案第91号 川崎市人権オンブズパーソンの選任について

日程第2 修正案及び予算の組替え動議について

- (1) 「議案第18号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案
- (2) 「議案第44号 平成28年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議

日程第3 意見書案及び決議案について

- (1) 意見書案第2号 県立川崎図書館の移転に関する意見書
- (2) 意見書案第3号 女性の健康の包括的支援に関する法律の早期成立を求める意見書
- (3) 意見書案第4号 社会的養護を必要とする子どもの健全な養育環境の整備を求める意見書
- (4) 意見書案第5号 国民健康保険の国庫負担金減額調整措置及び福祉医療費助成に関する意見書
- (5) 意見書案第6号 企業・団体献金禁止法（仮称）の制定を求める意見書
- (6) 決議案第1号 あらゆる差別の撤廃に向けたまちづくりの推進に関する決議

日程第4 3月18日（金）の本会議の運営について

【別紙「3月18日（金）の本会議の議事要領」による】

日程第5 その他

「議案第18号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する 条例の制定について」に対する修正案の骨子

【修正の趣旨】

通院医療費の助成対象となる年齢を修正案よりも引き上げるとともに所得制限を撤廃するため修正するもの

【修正案の内容】

- 1 通院医療費の助成対象となる年齢を中学校卒業までに引き上げる。
- 2 所得制限を撤廃する。

「議案第18号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定
について」に対する修正案の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び川崎市議会会議
規則第16条の規定により提出いたします。

平成28年3月14日

川崎市議会議長 石田康博 様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	石田和子
	〃	佐野仁昭
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺学
	〃	宗田裕之
	〃	片柳進

「議案第18号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定
について」に対する修正案

「議案第18号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」の全部を次のように修正する。

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

川崎市小児医療費助成条例（平成7年川崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項から第4項までを削り、第5項を第2項とし、第6項を第3項とする。

第4条を削る。

第5条中「乳幼児等」を「小児」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「（小児（乳幼児等を除く。）については、入院に係るものに限る。）」を削り、同条を第5条とする。

第7条第1項中「乳幼児等」を「小児」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第6条とする。

第8条「から第3項まで」を「及び第2項」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「乳幼児等に係る」を削り、「第5条」を「第4条」に改め、同条第2項中「乳幼児等に係る」を削り、同条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提 案 理 由

通院医療費の助成対象となる年齢をより引き上げるとともに所得制限を撤廃するため修正するものである。

「議案第44号 平成28年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める
動議の提出について

上記の動議を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第15条の規定により提出いた
します。

平成28年3月14日

川崎市議会議長 石田康博 様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	石田和子
	〃	佐野仁昭
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺学
	〃	宗田裕之
	〃	片柳進

「議案第44号 平成28年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める
動議

「議案第44号 平成28年度川崎市一般会計予算」、「議案第45号 平成28年度川崎市競輪事業特別会計予算」、「議案第52号 平成28年度川崎市港湾整備事業特別会計予算」、「議案第56号 平成28年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算」、「議案第59号 平成28年度川崎市下水道事業会計予算」、「議案第60号 平成28年度川崎市水道事業会計予算」について、市長は別紙要領により速やかに組替えをなし、再提出することを要求する。

(別 紙)

1 組替えを求める理由

3月8日発表の2015年10月～12月期のGDP（国内総生産）は、物価変動を除いた実質で前期比マイナス0.3%、年率換算でマイナス1.1%、GDPの約6割を占める個人消費がマイナス0.9%となっている。

個人消費の低迷は、2014年4月の消費税増税による家計への大打撃に加え、実質賃金が低下を続けていることが大きな原因となっている。大企業は史上空前の利益を上げる一方で、実質賃金は4年連続で下がっており、勤労者世帯の実質世帯収入は年収ベースで624万円から590万円まで低下している。

川崎市の雇用者数は、2002年から2012年の10年間で10.4万人増えているものの、非正規労働者が増大していることなどから、2012年で年収300万円以下は6万人増で市内労働者の44%に上る一方、年収1500万円以上はほとんど割合が変わらず、貧困と格差が市内でも広がっており、市民生活はますます苦しくなっている。

こうした中、地方自治体には国の悪政から市民生活を守る防波堤の役割を果たすことが求められているが、新年度予算案は、市民の福祉や暮らし、市内中小企業への支援、雇用対策などについては極めて不十分なものとなっている。

その一方で、不要不急な大規模事業への予算は大幅に増えている。港湾関係の予算では、コンテナ1号岸壁の延伸に向けた付帯施設の設計費など国際戦略港湾関連で約23億7,160万円、東扇島堀込部埋立土地整備事業に約2億4,021万円、臨港道路東扇島水江町線の整備に約49億9,559万円など、一般会計と特別会計を合わせると約76億円に上り、依然として多額の予算が計上されている。そのほかにも、国際戦略拠点整備関連で約7億4,450万円、羽田連絡道路の整備関連で約2億4,398万円などが予算計上されている。

我が党は、市民生活を支えるための緊急課題に絞って、次の組替えの基本方針及び内容により2016年度予算案の再提出を求めるものである。

2 組替えの基本方針

- (1) 子育て世代の賃金・経済状況が悪化する中で、共働きをしなければ生活できない世帯が急増しており、かつてない勢いで保育園ニーズが高まっていることから認可保育園の緊急増設を行うとともに、小児医療費助成制度の所得制限を撤廃し、中学生まで拡充する。一人ひとりの子どもに目がゆきとどき、学習・生活指導などあらゆる面から教育条件を改善する有効策として、少人

数学級を小学3年生と中学1年生で実現する。

- (2) 高齢者に増税・負担が集中している状況下で、安心して介護を受けられるよう、介護援助手当を復活、特別養護老人ホームを増設し、人材確保が困難な介護老人福祉施設等に職員の定着・確保を図るための支援を行う。削減した障害者支援施設等運営費の市単独定率加算を復活する。非課税世帯などの低所得の障がい者の医療費を無料にし、重度障害者等入院時食事代補助制度を復活する。敬老祝金・長寿夫妻記念品を復活する。
- (3) 貧困と格差が拡大している状況下で被保護世帯への上下水道料金の減免及び入浴援護事業の復活により、低所得世帯への生活応援を図る。とりわけ、「子どもの貧困」が深刻化する中で、小・中学校の自然教室の食事代補助、生活保護・就学援助世帯の入学祝金・修学旅行支度金・卒業アルバム代補助、就学援助世帯への眼鏡支給・社会見学等の実費支給補助を復活するとともに、補助範囲をPTA会費、生徒会費、体育実技用具費等にも拡充する。市立定時制高校の夜食代補助を復活する。高校奨学金の予算を増額し、受給資格のある生徒全員が受けられるようにする。
- (4) 中小企業活性化条例の施行にふさわしく、工場の家賃や機械リース代などの固定費補助制度創設で中小・零細企業者を直接下支えする。建設業の振興とともに経済波及効果が大きく、市民にも喜ばれる住宅リフォーム助成事業を創設する。雇用を巡る環境が厳しい中、こうした取組により雇用拡大を図る。
- (5) 防災対策の第1の要である旧耐震基準の木造住宅の耐震化促進を図るため、助成対象件数を増やす。
- (6) 国際戦略港湾計画や臨海部の基盤整備等への投資、臨港道路東扇島水江町線及び羽田連絡道路など市民生活にとって必要性が示されない2本の橋の整備、高速川崎縦貫道路など、不要不急の大規模事業を中止・延期することで、一般会計の市債発行を抑制し、後年度負担の軽減を図る。

3 組替えの内容

不要不急の大規模事業の中止と基金からの借入れなどにより、後年度負担を軽減するとともに、約60億円を確保し、次の「(2)歳出予算の組替え」に掲げた施策を実施する。

(1) 歳入予算等の組替え

- ア 国際戦略港湾整備関連事業（港湾改修事業、川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度、千鳥町再整備の事業等）の中止（市債発行の抑制約4億4,200万円）
- イ 東扇島掘込部埋立土地造成事業（調査設計等）（港湾整備事業特別会計

約 2 億 4, 0 2 1 万円)

ウ 臨港道路東扇島水江町線整備の推進事業の中止(市債発行の抑制約 4 0 億 2, 1 0 0 万円)

エ 臨海部国際戦略拠点整備関連事業(臨海部の競争力強化事業、国際戦略拠点マネジメント推進事業、先端産業立地促進事業(イノベート川崎)等)の中止(約 5 億 6, 6 8 0 万円)

オ 羽田連絡道路の整備関連事業の中止(約 9, 2 8 0 万円)

カ 高速川崎縦貫道路関連事業(川崎縦貫道市負担金、縦貫道関連 4 0 9 号新設改築等)の中止(約 2, 0 0 0 万円、市債発行の抑制約 1 億 4, 1 4 0 万円)

キ 競輪施設等整備事業基金(約 1 1. 1 億円)、競輪事業運営基金(約 9. 6 億円)、港湾整備事業基金(約 3 6. 5 億円)、土地開発基金(約 5. 5 億円)等の当面使用する予定のない基金から借入れ(約 5 3 億円)

(2) 歳出予算の組替え

ア 介護援助手当の復活

イ 特別養護老人ホームの緊急増設

ウ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設の人材確保のための補助

エ 敬老祝金・長寿夫妻記念品の復活

オ 障害者支援施設等運営費の市単独定率加算の復活

カ 障がい者で低所得 1、2 の方の医療費の無料化

キ 重度障害者等の入院時食事代補助の復活

ク 被保護世帯への上下水道料金の基本料金減免の復活

ケ 被保護世帯入浴援護事業の復活

コ 小児医療費助成の所得制限を撤廃し、中学生まで無料化

サ 認可保育園の緊急増設

シ 少人数学級を小学 3 年生まで拡充し、中学 1 年生でも実施する。

ス 小・中学校の就学援助費の復活(生活保護世帯等への入学祝金・修学旅行支度金、眼鏡支給・卒業記念品費・社会見学費等)と拡充(学用品費、P T A 会費、生徒会費、体育実技用具費等)

セ 小・中学校の自然教室の食事代補助の復活

ソ 定時制高校夜食費の復活

タ 高校奨学金を 2 0 0 4 年度の実績に戻す。

チ 木造住宅の耐震補強工事への補助拡充

ツ 中小・零細企業への固定費(貸工場の家賃、機械のリース代等)の補助

テ 住宅リフォーム助成制度の創設

県立川崎図書館の移転に関する意見書

昭和 33 年に川崎区に開館した県立川崎図書館は、京浜工業地帯の近くに立地している特色を生かし、産業技術や自然科学の分野を中心とした 25 万冊余りの図書のほか、知的財産権に関する資料や各国の化学会誌など、科学・産業技術系やビジネス支援等の図書を豊富に所蔵し、また、国内最大級の 1 万 7,000 冊を超える社史を所蔵するなど、他の公立図書館と一線を画している。

平成 29 年度末までに移転する予定の県立川崎図書館について、県知事は、平成 25 年 12 月の県議会本会議において、交通の利便性が高く、かつ、バイオテクノロジーや ICT などの先端技術産業が集積し、県の科学技術拠点である高津区のかながわサイエンスパーク (KSP) へ移転させる方針を明らかにするとともに、県立川崎図書館と KSP に入居する神奈川科学技術アカデミーの機能を融合させるなど、産業の活性化につながる図書館となるよう努めるとした。

県立川崎図書館は、蔵書の豊富さに加え、先端技術や特許に関わる情報提供など、産業支援につながる機能も有しており、産業都市として発展を遂げ、先端技術を有する企業や研究機関の集積を進める本市において、県立川崎図書館の機能を維持し、本市と協議を重ねながら再整備を図ることは、県内産業の一層の活性化に寄与するものである。

よって、県におかれては、県立川崎図書館の KSP 等への移転について、本市との具体的な協議の場を設け、当該図書館の機能を存続させるとともに、市民を始め利用者の利便性に十分配慮されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 宛て

意見書案第3号

女性の健康の包括的支援に関する法律の早期成立を求める意見書案
の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成28年3月14日

川崎市議会議長 石田康博 様

提出者	川崎市議会議員	廣田健一
	〃	花輪孝一
	〃	織田勝久
	〃	市古映美
	〃	吉沢章子
	〃	河野ゆかり
	〃	露木明美
	〃	木庭理香子
	〃	石田和子
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺あつ子
	〃	小田理恵子

女性の健康の包括的支援に関する法律の早期成立を求める意見書

平成27年8月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立し、女性の職業生活においては、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境が整備されることとなった。

しかしながら、女性の健康については、その心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した対策や、女性の就業等の増加、婚姻を巡る変化、平均寿命の伸長等、社会的要素の変化に応じた健康に関わる問題に対する対策が十分に行われているとは言えない。

現在、本市においては、市立中学校において保健分野で学んだ知識を活用し、女性一人ひとりのライフスタイルに生かせるよう、各区保健福祉センターと連携して講演会を実施し、妊娠適齢期や命、性に関する学習を行うなど、独自の取組を実施している。

このような取組を通じて女性が、自らの健康の保持増進に主体的に取り組むようになることは、人生の各段階における女性の自己実現を促進し、社会参加を後押しすることにつながるものであり、そのためにも、人生の各段階における女性特有の心身の状態や社会的状況等の変化に伴う女性の健康に関わる問題の変化に的確に応じた包括的な支援が求められる。

よって、国におかれては、女性の健康の包括的支援に関する法律を早期に成立させ、女性の健康支援対策を総合的かつ計画的に推進されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
文部科学大臣
厚生労働大臣
女性活躍担当大臣

意見書案第4号

社会的養護を必要とする子どもの健全な養育環境の整備を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成28年3月14日

川崎市議会議長 石田康博 様

提出者 川崎市議会議員 廣田健一

〃 花輪孝一

〃 織田勝久

〃 市古映美

社会的養護を必要とする子どもの健全な養育環境の整備を求める意見書

平成6年に我が国が批准した国際連合の児童の権利に関する条約に基づき、あらゆる子どもは、全ての権利を同等に有し、健全に養育を受ける権利を保障されなければならないが、残念ながら、虐待やネグレクトなどにより保護を要する子どもは年々増え続けている。

社会的養護を必要とする子どものうち、里親等の家庭的養護が行われているのは約15%に過ぎず、全国で約3万人を超える子どもが児童養護施設や乳児院での生活となっている。

制度が異なるため単純な比較はできないが、厚生労働省の資料によれば、平成22年前後の状況において、欧米主要国では、おおむね半数以上が家庭的養護であり、また、国際連合の児童の代替的養護に関する指針でも、幼い児童、特に3歳未満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきとされている。

また、政府は、平成23年7月に取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」において、施設、グループホーム、里親等の割合をそれぞれおおむね3分の1ずつにする目標を示しており、本市でも平成27年3月に社会的養護の推進に向けた基本方針を策定するなど、各自治体で取組が始められているが、目標の達成のためには新たな制度の導入など、国の積極的な取組・支援が不可欠である。

よって、国におかれては、全ての子どもが、安全で安定した家庭で適切に養育され、発達し、自立を保障される権利を有することに鑑み、「社会的養護の課題と将来像」に示された目標の達成に向け、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 様々な事情で産みの親と生活のできない子どもが、家庭的な環境の中で健やかに育つことができるよう、児童相談所の体制強化や役割の見直しを始めとする児童福祉法の早急な改正を行うこと。
- 2 養子縁組・里親支援に関する民間団体の活用に当たっては許認可制を導入し、健全な団体育成を進めるとともに、養子縁組・里親支援に関する評価機関を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣

意見書案第5号

国民健康保険の国庫負担金減額調整措置及び福祉医療費助成に関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成28年3月14日

川崎市議会議長 石田康博 様

提出者 川崎市議会議員 廣田健一

〃 花輪孝一

〃 織田勝久

〃 市古映美

国民健康保険の国庫負担金減額調整措置及び福祉医療費助成に関する意見書

現在、全国の自治体が、子ども、重度障害者、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、安心して医療機関を受診できるよう、医療費の無料化を含む様々な助成制度を実施している。

自治体が単独で行っている医療費助成制度について、国は、自己負担の減額を行うことが、医療費の増大につながるとし、助成制度を導入している自治体に対し、国民健康保険の国庫負担金を減額している。

一方、昨年、閣議決定した少子化社会対策大綱には、これまで以上に少子化対策の充実を図ると明記されており、居住地による医療費助成の格差解消や、国による統一的な医療費助成制度の創設を求める声が全国的に高まっている中、全国市長会においても、国の制度創設を強く求めている。

よって、国におかれては、子ども、重度障害者、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 自治体単独事業による子どもの医療費助成のほか、重度障害者、ひとり親家庭等の福祉医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担金減額調整措置を廃止すること。
- 2 子どもを始めとして、重度障害者、ひとり親家庭等の医療費助成制度を自治体任せにせず、国による統一的な医療費助成制度の創設をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

意見書案第6号

企業・団体献金禁止法（仮称）の制定を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成28年3月14日

川崎市議会議長 石田康博 様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	石田和子
	〃	佐野仁昭
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺学
	〃	宗田裕之
	〃	片柳進

企業・団体献金禁止法（仮称）の制定を求める意見書

安倍内閣の甘利明前経済再生担当大臣は、建設会社と独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）との補償交渉の口利きを依頼され、建設会社側から平成25年11月に大臣室で50万円、平成26年2月に地元事務所で50万円の計100万円を受け取っていたことを認め、また、秘書が建設会社側から受け取った500万円のうち、300万円については政治資金収支報告書への記載を欠き、個人的に消費したことへの監督責任を認め、今年1月28日に大臣を辞任した。

今回の行為は、国会議員や秘書が、国が出資する団体からトラブル処理などを口利きした見返りに報酬を受け取ることを禁じている、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律に違反している疑いが強く、改めて企業・団体献金の害悪が浮き彫りになった。

そもそも政治家と企業が癒着した金権政治が問題となる中、平成12年に、政治家個人への企業・団体献金が禁止され、税金で政治活動を支えることで不透明な政治献金をなくすことを目的に導入したのが政党助成制度である。

しかしながら、政党本部や政党支部への献金はいまだ認められ、中でも政党支部は、政治家が企業・団体献金を受け取る新たな財布となり、平成26年の政治資金収支報告書によると、自由民主党の政治資金団体である一般財団法人国民政治協会は26億円以上の企業・団体献金を集めるなど、日本共産党を除く政党・政治団体が集めた企業・団体献金は約100億円にも上っている。

国の政策や事業が、献金をする企業・団体と政治家との癒着でゆがめられることは絶対にあってはならないことは当然であり、一刻も早い企業・団体献金の全面禁止が不可欠である。

よって、国におかれては、政治と金の癒着の根を絶つためにも、企業・団体献金の全面禁止を求める企業・団体献金禁止法（仮称）を制定されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長 宛て

内閣総理大臣

総務大臣

決議案第1号

あらゆる差別の撤廃に向けたまちづくりの推進に関する決議案の提出について

上記の決議案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成28年3月14日

川崎市議会議長 石田康博 様

提出者 川崎市議会議員 廣田健一

〃 花輪孝一

〃 織田勝久

〃 市古映美

あらゆる差別の撤廃に向けたまちづくりの推進に関する決議

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチを巡っては、平成26年8月、国際連合人種差別撤廃委員会が、日本の状況に懸念を示し、政府に対して、毅然とした対処を実施することなどを求める勧告を行った。

国内でも同年12月、最高裁判所において、特定の民族や国籍の人々に対する差別的言動について違法性を認めた大阪高等裁判所の判決が確定した。

しかしながら、現在もヘイトスピーチは各地で行われており、終息の兆しは見えてこない。

本市は、これまで日本各地や海外から多くの人に移り住み、活気あふれる「多文化共生のまち」として成長を続け、また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に参加する海外の選手らと地域住民の交流を促進する政府のホストタウン構想で、英国のホストタウンとしても登録されており、そうした中、地域に暮らす外国人に対するヘイトスピーチが行われることは許されない。

よって、本市議会は、執行機関において実態調査など、ヘイトスピーチを根絶するための取組を早急に行われるよう強く求めるとともに、人権を尊重し、あらゆる差別の撤廃に向けたまちづくりを推進するために全力を尽くすことを強く決意するものである。

以上、決議する。

年 月 日

川崎市議会

3月18日（金）の本会議の議事要領

1

日程第1	平成28年度施政方針	} 一括上程
日程第2	一般議案 61件	
日程第3	当初予算等 20件	
日程第4	報告 1件	
日程第5	請願 3件	

- (1) 委員長報告（日程第2、第5の各案件）
総務、市民、健康福祉、まちづくり、環境委員長の順
（予算審査特別委員会の委員長報告は省略）
～ 委員長報告に対する質疑 ～
- (2) 「議案第44号 平成28年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議
[提案説明、質疑]
- (3) 「議案第18号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案
[提案説明、自席質疑]
- (4) 討論（日程第2、第3、第5の各案件、予算組替えを求める動議、修正案）
[日程第1の平成28年度施政方針及び日程第4の報告に対するご意見などがあれば、併せてお願いする。発言は、今議会の発言順]
- (5) 採決
 - ① 「議案第44号 平成28年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議を起立により採決
 - ② 日程第2の議案61件中、次の議案11件を除いた50件を起立により一括採決
議案第3号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号 川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第6号 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第7号 川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第11号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号 川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号 川崎市予防接種運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第66号 平成27年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
 - ③ 議案第18号に対する市古映美議員ほか10人の議員から提出された修正案を起立により採決
 - ④ 除いた議案第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第10号、第11号、第17号、第18号、第21号及び第66号の11件を起立により一括採決

- ⑤ 日程第3の当初予算等20件中、次の7件を除いた13件を起立により一括採決
議案第44号 平成28年度川崎市一般会計予算
議案第45号 平成28年度川崎市競輪事業特別会計予算
議案第49号 平成28年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第52号 平成28年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
議案第56号 平成28年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
議案第59号 平成28年度川崎市下水道事業会計予算
議案第60号 平成28年度川崎市水道事業会計予算
- ⑥ 除いた議案第44号、第45号、第49号、第52号、第56号、第59号及び第60号の7件を起立により一括採決
- ⑦ 日程第5の請願3件中、請願第12号及び第18号の請願2件を起立により一括採決
請願第12号 川崎の宝島立川崎図書館を川崎市に残し活かすことについての請願
請願第18号 小杉子ども文化センターの代替地・代替機能となる場所等の速やかな実現を求める請願
- ⑧ 請願第14号を起立により採決
請願第14号 年金削減を取りやめ、マクロ経済スライドの廃止、最低保障年金制度を求める請願

2

日程第6

議案第83号 川崎市教育委員会の教育長の任命について

[上程、参考人招致(所信表明)、自席質疑(ご意見等も含む。)]の後、直ちに起立により採決]

3

日程第7

議案第86号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、提案説明、自席質疑(ご意見等も含む。)]の後、直ちに起立により採決]

4

日程第8

議案第87号 川崎市副市長の選任について

[上程、提案説明、自席質疑(ご意見等も含む。)]の後、直ちに起立により採決]

5

日程第9

議案第88号 川崎市教育委員会委員の任命について

[上程、提案説明、自席質疑(ご意見等も含む。)]の後、直ちに起立により採決]

6

日程第10

議案第89号 人権擁護委員の候補者の推薦について

[上程、提案説明、自席質疑(ご意見等も含む。)]の後、直ちに起立により採決]

7

日程第11

議案第90号 川崎市市民オンブズマンの選任について

[上程、提案説明、自席質疑(ご意見等も含む。)]の後、直ちに起立により採決]

8

日程第12

議案第91号 川崎市人権オンブズパーソンの選任について

[上程、提案説明、自席質疑（ご意見等も含む。）の後、直ちに起立により採決]

9

日程第13

意見書案第2号 県立川崎図書館の移転に関する意見書

意見書案第3号 女性の健康の包括的支援に関する法律の早期成立を求める意見

意見書案第4号 社会的養護を必要とする子どもの健全な養育環境の整備を求める意見書

意見書案第5号 国民健康保険の国庫負担金減額調整措置及び福祉医療費助成に関する意見書

決議案第1号 あらゆる差別の撤廃に向けたまちづくりの推進に関する決議

① 意見書案第2号、第3号及び第4号を書記朗読等を省略し、直ちに起立により一括採決

② 意見書案第5号を書記朗読等を省略し、直ちに起立により採決

③ 決議案第1号を書記朗読等を省略し、直ちに起立により採決

意見書案第6号 企業・団体献金禁止法（仮称）の制定を求める意見書

[上程、提案説明、自席質疑（討論）の後、直ちに起立により採決]

一括
上程

10

日程第14 常任委員会委員の所属変更について

[「常任委員会委員所属変更申し出一覧表」のとおり決することを議決]

11

日程第15 議会運営委員会委員の選任について

[議長の指名により選任]

12

日程第16 請願・陳情

[「請願陳情文書表（その2）」により各常任委員会へ付託の上、議会閉会中の継続審査を議決]

13

日程第17 閉会中の継続審査及び調査について

[「閉会中の継続審査及び調査の申し出一覧表」のとおり決することを議決]

*慣例により退任予定の砂田副市長の挨拶

*慣例により市長の挨拶

平成28年第1回川崎市議会定例会
議事日程第5号

平成28年3月18日(金)
午前10時開議

第 1

平成28年度施政方針

第 2

- 議案第 1 号 川崎市職員の退職管理に関する条例の制定について
議案第 2 号 川崎市情報公開条例及び川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 号 川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 号 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 号 川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 号 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9 号 川崎市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 10 号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 11 号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 12 号 川崎市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 13 号 川崎市固定資産評価審査委員会条例及び川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 14 号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 15 号 川崎市契約条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 16 号 川崎市客引き行為等の防止に関する条例の制定について
議案第 17 号 川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 18 号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 19 号 川崎市子ども文化センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 20 号 川崎市消費生活センター条例の制定について
議案第 21 号 川崎市予防接種運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 22 号 川崎市診療所における専属薬剤師の配置基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 23 号 川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 24 号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 25 号 川崎市空家等対策協議会条例の制定について
議案第 26 号 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 27 号 川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 28 号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 29 号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第 30 号 川崎市行政不服審査会委員の選任について
議案第 31 号 包括外部監査契約の締結について
議案第 32 号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第 33 号 末長住宅新築第2号工事請負契約の締結について

- 議案第 3 4 号 仮称リサイクルパークあさお整備事業資源化処理施設建設工事請負契約の変更について
- 議案第 3 5 号 宮前区における町区域の設定について
- 議案第 3 6 号 宮前区における住居表示の実施区域及び方法について
- 議案第 3 7 号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について
- 議案第 3 8 号 川崎市アートセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 3 9 号 川崎市少年自然の家の指定管理者の指定について
- 議案第 4 0 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第 4 3 号 川崎市一般乗合旅客自動車運送事業路線を横浜市域内に設置することに関する協議について
- 議案第 6 3 号 平成 2 7 年度川崎市一般会計補正予算
- 議案第 6 4 号 平成 2 7 年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第 6 6 号 平成 2 7 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
- 議案第 6 7 号 平成 2 7 年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算
- 議案第 6 8 号 平成 2 7 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計補正予算
- 議案第 6 9 号 平成 2 7 年度川崎市公債管理特別会計補正予算
- 議案第 7 0 号 川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 1 号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 2 号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 3 号 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 4 号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 5 号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 6 号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 7 号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 8 号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 9 号 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 0 号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 1 号 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 2 号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 4 号 平成 2 7 年度川崎市一般会計補正予算

第 3

- 議案第 4 4 号 平成 2 8 年度川崎市一般会計予算
- 議案第 4 5 号 平成 2 8 年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 議案第 4 6 号 平成 2 8 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- 議案第 4 7 号 平成 2 8 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 4 8 号 平成 2 8 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 4 9 号 平成 2 8 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 5 0 号 平成 2 8 年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- 議案第 5 1 号 平成 2 8 年度川崎市介護保険事業特別会計予算

議案第 5 2 号	平成 2 8 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
議案第 5 3 号	平成 2 8 年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
議案第 5 4 号	平成 2 8 年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
議案第 5 5 号	平成 2 8 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
議案第 5 6 号	平成 2 8 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
議案第 5 7 号	平成 2 8 年度川崎市公債管理特別会計予算
議案第 5 8 号	平成 2 8 年度川崎市病院事業会計予算
議案第 5 9 号	平成 2 8 年度川崎市下水道事業会計予算
議案第 6 0 号	平成 2 8 年度川崎市水道事業会計予算
議案第 6 1 号	平成 2 8 年度川崎市工業用水道事業会計予算
議案第 6 2 号	平成 2 8 年度川崎市自動車運送事業会計予算
議案第 8 5 号	平成 2 8 年度川崎市一般会計補正予算

第 4

報告第 1 号 地方自治法第 1 8 0 条の規定による市長の専決処分の報告について

第 5

請願第 1 2 号 川崎の宝県立川崎図書館を川崎市に残し活かすことについての請願
 請願第 1 4 号 年金削減を取りやめ、マクロ経済スライドの廃止、最低保障年金制度を求める請願
 請願第 1 8 号 小杉こども文化センターの代替地・代替機能となる場所等の速やかな実現を求める請願

第 6

議案第 8 3 号 川崎市教育委員会の教育長の任命について

第 7

議案第 8 6 号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

第 8

議案第 8 7 号 川崎市副市長の選任について

第 9

議案第 8 8 号 川崎市教育委員会委員の任命について

第 1 0

議案第 8 9 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

第 1 1

議案第 9 0 号 川崎市市民オンブズマンの選任について

第 1 2

議案第 9 1 号 川崎市人権オンブズパーソンの選任について

第 1 3

意見書案第 2 号 県立川崎図書館の移転に関する意見書
 意見書案第 3 号 女性の健康の包括的支援に関する法律の早期成立を求める意見書
 意見書案第 4 号 社会的養護を必要とする子どもの健全な養育環境の整備を求める意見書
 意見書案第 5 号 国民健康保険の国庫負担金減額調整措置及び福祉医療費助成に関する意見書
 意見書案第 6 号 企業・団体献金禁止法（仮称）の制定を求める意見書
 決議案第 1 号 あらゆる差別の撤廃に向けたまちづくりの推進に関する決議

第 1 4

常任委員会委員の所属変更について

第 1 5

議会運営委員会委員の選任について

第 1 6

請願・陳情

第 1 7

閉会中の継続審査及び調査について

平成28年3月14日

川崎市議会議長

石田康博様

総務委員長

吉沢章子

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第 1号 川崎市職員の退職管理に関する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 2号 川崎市情報公開条例及び川崎市個人情報保護条例の一部を改正する
条例の制定について (原案可決)
- 議案第 3号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
(総務局、総合企画局及び教育委員会に関する部分)
(原案可決)
- 議案第 4号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 5号 川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 6号 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正
する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 7号 川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について (原案可決)
- 議案第 8号 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条

- 例の制定について (原案可決)
- 議案第 9 号 川崎市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
について (原案可決)
- 議案第 10 号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につ
いて (原案可決)
- 議案第 11 号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 12 号 川崎市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 13 号 川崎市固定資産評価審査委員会条例及び川崎市消防団員等公務災害
補償条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 15 号 川崎市契約条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 29 号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 30 号 川崎市行政不服審査会委員の選任について
(同 意)
- 議案第 31 号 包括外部監査契約の締結について
(原案可決)
- 議案第 32 号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について
(同 意)
- 議案第 63 号 平成 27 年度川崎市一般会計補正予算
(原案可決)
- 議案第 69 号 平成 27 年度川崎市公債管理特別会計補正予算
(原案可決)
- 議案第 70 号 川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条

例の一部を改正する条例の制定について

(原案可決)

議案第 8 4 号 平成 2 7 年度川崎市一般会計補正予算

(原案可決)

平成28年3月14日

川崎市議会議長

石田康博様

市民委員長

橋本勝

市民委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 3号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
（市民・こども局に関する部分） （原案可決）

議案第16号 川崎市客引き行為等の防止に関する条例の制定について
（原案可決）

議案第17号 川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第18号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第19号 川崎市こども文化センター条例の一部を改正する条例の制定について
て （原案可決）

議案第20号 川崎市消費生活センター条例の制定について
（原案可決）

議案第35号 宮前区における町区域の設定について
（原案可決）

議案第36号 宮前区における住居表示の実施区域及び方法について
（原案可決）

議案第 37 号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について
(原案可決)

議案第 38 号 川崎市アートセンターの指定管理者の指定について
(原案可決)

議案第 39 号 川崎市少年自然の家の指定管理者の指定について
(原案可決)

議案第 66 号 平成 27 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
(原案可決)

議案第 72 号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第 73 号 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

平成28年3月14日

川崎市議会議長
石田康博様

健康福祉委員長
青木功雄

健康福祉委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第14号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第21号 川崎市予防接種運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第22号 川崎市診療所における専属薬剤師の配置基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第23号 川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第24号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第28号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第64号 平成27年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
(原案可決)
- 議案第74号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

- 議案第 75 号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 76 号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 77 号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 78 号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 79 号 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 80 号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 81 号 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

平成28年3月11日

川崎市議会議長
石田康博様

まちづくり委員長
吉岡俊祐

まちづくり委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第25号 川崎市空家等対策協議会条例の制定について
(原案可決)

議案第26号 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第27号 川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第33号 末長住宅新築第2号工事請負契約の締結について
(原案可決)

議案第40号 市道路線の認定及び廃止について
(原案可決)

議案第67号 平成27年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算
(原案可決)

議案第68号 平成27年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計補正予算
(原案可決)

議案第71号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第 8 2 号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の
一部を改正する条例の制定について (原案可決)

平成28年3月14日

川崎市議会議長

石田康博様

環境委員長

勝又光江

環境委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 3 号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
（環境局に関する部分） （原案可決）

議案第34号 仮称リサイクルパークあさお整備事業資源化処理施設建設工事請負
契約の変更について （原案可決）

議案第43号 川崎市一般乗合旅客自動車運送事業路線を横浜市域内に設置するこ
とに関する協議について （原案可決）

平成28年3月10日

川崎市議会議長

石田康博様

予算審査特別委員長

松原成文

予算審査特別委員会審査報告書（議案）

本委員会は、平成28年3月1日に付託された下記の議案を審査の結果、「結論は本会議に譲る」ことに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第44号 平成28年度川崎市一般会計予算
- 議案第45号 平成28年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 議案第46号 平成28年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- 議案第47号 平成28年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第48号 平成28年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第49号 平成28年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第50号 平成28年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- 議案第51号 平成28年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 議案第52号 平成28年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 議案第53号 平成28年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- 議案第54号 平成28年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- 議案第55号 平成28年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- 議案第56号 平成28年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 議案第57号 平成28年度川崎市公債管理特別会計予算
- 議案第58号 平成28年度川崎市病院事業会計予算
- 議案第59号 平成28年度川崎市下水道事業会計予算
- 議案第60号 平成28年度川崎市水道事業会計予算
- 議案第61号 平成28年度川崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第62号 平成28年度川崎市自動車運送事業会計予算
- 議案第85号 平成28年度川崎市一般会計補正予算

平成28年3月14日

川崎市議会議長

石田康博様

総務委員長

吉沢章子

総務委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第12号 川崎の宝泉立川崎図書館を川崎市に残し活かすことについての請願
(採 択)

平成28年3月14日

川崎市議会議長

石田康博様

市民委員長

橋本勝

市民委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第18号 小杉こども文化センターの代替地・代替機能となる場所等の速やかな実現を求める請願 (採 択)

平成28年3月15日

川崎市議会議長

石田康博様

健康福祉委員長

青木功雄

健康福祉委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第14号 年金削減を取りやめ、マクロ経済スライドの廃止、最低保障年金制度を求める請願
(不採択)

代表討論通告書

平成28年3月16日

川崎市議会議長 様

会 派 名 民主みらい

討論者氏名 堀 添 健

時 間 10分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	
賛 成 討 論	議案第43号 川崎市一般乗合旅客自動車運送事業路線を横浜市域内に 設置することに関する協議について
	議案第44号 平成28年度川崎市一般会計予算
報 告	
施政方針	



代表討論通告書

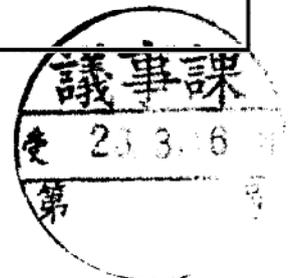
平成28年3月16日

川崎市議会議長様

会派名 日本共産党
 討論者氏名 石田和子
 時間 約30分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議案 (請願を含む)	
反 対 討 論	議案第3号~7号、議案第10号、議案第11号、議案第17号、議案第18号、
	議案第21号、議案第44号、議案第45号、議案第49号、議案第52号、
	議案第56号、議案第59号、議案第60号、議案第66号
賛 成 討 論	議案第15号、議案第19号、議案第80号、
	請願第14号、請願第18号
報 告	
施政方針	



常任委員会委員所属変更申し出一覧表

平成28年4月1日

	委 員 名 (議 席 順)			
<p>総務委員会 [13人] (総務企画、財政、経済労働局、 臨海部国際戦略本部等)</p>	斎藤伸志	○宗田裕之	押本吉司	浜田昌利
	かわの忠正	原典之	青木功雄	大庭裕子
	佐野仁昭	堀添健	山田益男	岩崎善幸
	嶋崎嘉夫			
<p>文教委員会 [12人] (市民文化、こども未来局、 教育委員会)</p>	渡辺あつ子	河野ゆかり	矢沢孝雄	片柳進
	吉沢章子	露木明美	吉岡俊祐	○松原成文
	石田和子	織田勝久	菅原進	鏑木茂哉
<p>健康福祉委員会 [12人] (健康福祉、病院、消防局)</p>	添田勝	春孝明	末永直	○渡辺学
	松井孝至	○田村伸一郎	岩隈千尋	林浩美
	石田康博	市古映美	後藤晶一	大島明
<p>まちづくり委員会 [12人] (まちづくり、建設緑政局)</p>	○重富達也	三宅隆介	野田雅之	勝又光江
	木庭理香子	山田晴彦	廣田健一	浅野文直
	○石川建二	雨笠裕治	花輪孝一	坂本茂
<p>環境委員会 [11人] (環境、港湾、上下水道、 交通局)</p>	月本琢也	小田理恵子	川島雅裕	老沼純
	林敏夫	橋本勝	山崎直史	○井口真美
	沼沢和明	斉藤隆司	飯塚正良	

○は引き続き在任

議 会 運 営 委 員 会 委 員 名 簿

平成28年3月18日

委員名(議席順)	会 派 名
青 木 功 雄 橋 本 勝 ○林 浩 美 松 原 成 文	自 民 党
○吉 岡 俊 祐 ○沼 沢 和 明 ○花 輪 孝 一	公 明 党
○岩 隈 千 尋 ○山 田 益 男 ○織 田 勝 久	民 主 み ら い
○佐 野 仁 昭 ○石 田 和 子 ○市 古 映 美	共 産 党

○は引き続き在任

閉会中の継続審査及び調査申し出一覧表

平成28年3月18日

<p>《 総 務 委 員 会 》</p> <p>請願第1号</p> <p>陳情第1号、28号</p> <p>総務局、総合企画局、財政局、教育委員会及びその他の行政について</p>
<p>《 市 民 委 員 会 》</p> <p>陳情第5号、38号</p> <p>市民・子ども局、経済労働局及び港湾局の行政について</p>
<p>《 健 康 福 祉 委 員 会 》</p> <p>請願第4号、13号</p> <p>陳情第31号、32号、35号</p> <p>健康福祉局、病院局及び消防局の行政について</p>
<p>《 ま ち づ く り 委 員 会 》</p> <p>請願第2号、3号、9号、11号、15号、16号</p> <p>陳情第2号、16号、18号、19号、20号、29号、40号</p> <p>まちづくり局及び建設緑政局の行政について</p>
<p>《 環 境 委 員 会 》</p> <p>請願第7号</p> <p>陳情第3号、4号</p> <p>環境局、上下水道局及び交通局の行政について</p>
<p>《 議 会 運 営 委 員 会 》</p> <p>議会の運営に関する事項</p> <p>議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項</p> <p>議長の諮問に関する事項</p>

請 願 付 託 替 え 表 (案)

平成28年3月18日

案 件	付 託 委 員 会
請願第 1 号 義務教育に係る国による財源確保と、30 人以下学級の実現を はかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとど いた教育の保障に関する請願	総務委員会から 文教委員会へ
請願第 19 号 義務教育に係る国による財源確保と、30 人以下学級の実現を はかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとど いた教育の保障に関する請願	
請願第 20 号 教育格差をなくし、ゆきとどいた教育を求める請願	

※ 平成28年4月1日に付託替えを実施する。

議会運営の手引きの変更事項

1 常任委員会の所管の見直しに関する内容の改正

議会改革検討委員会の報告に基づき、総務委員会の所管を総務企画局、財政局、経済労働局、臨海部国際戦略本部その他に変更し、市民委員会の名称を文教委員会に、所管を市民文化局、こども未来局、教育委員会に変更し、環境委員会の所管に港湾局を加えることを確認したため、必要な改正を行うもの。

【議会運営委員会 平成28年2月9日 確認】

2 農業委員の選出方法の見直し（議会推薦の農業委員の廃止）に関する内容の改正

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年9月4日公布）が、平成28年4月1日に施行され、議会推薦の農業委員が廃止となることに伴い、必要な改正を行うもの。

【議会運営委員会 平成28年2月25日 確認】

3 市長事務部局の組織機構の整備及び新教育長制度への移行に伴う議事説明員の出席の変更等に関する内容の改正

事務分掌条例の一部改正による組織機構の整備及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による新教育長制度への移行に伴い、平成28年4月以降、臨海部国際戦略本部長及び教育長並びに教育次長について、本会議等への議事説明員として出席することを確認したため、必要な改正を行い、あわせて、組織機構の整備に伴い所要の改正を行うもの。

【議会運営委員会 平成28年2月25日 確認】

4 議案の取扱いに関する内容の改正

平成28年第1回定例会において、「川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例」を各附属機関の所管局を所管する委員会に分割付託をしたこと、また、議会の同意人事案件である「川崎市行政不服審査会委員の選任について」を所管する総務委員会に付託したため、議案の取扱いに関して、必要な改正を行うもの。

【議会運営委員会 平成28年2月25日 確認】

議会運営の手引き新旧対照表（案）

改正案	現 行
<p>第2章 議会の招集及び会期 （略）</p> <p>第4節 初議会の議事</p> <p>16 一般選挙後、初議会の議事は、おおむね次の順序で行われる。 （略）</p> <p>(14) 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙</p> <hr/> <p><u>(15)</u> 監査委員選任議案（議員選出）の議事 （略）</p>	<p>第2章 議会の招集及び会期 （略）</p> <p>第4節 初議会の議事</p> <p>16 一般選挙後、初議会の議事は、おおむね次の順序で行われる。 （略）</p> <p>(14) 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙</p> <p><u>(15)</u> 農業委員の推薦</p> <p><u>(16)</u> 監査委員選任議案（議員選出）の議事 （略）</p>
<p>第3章 本会議</p> <p>第1節 議事日程 （略）</p> <p>19 議事日程の記載事項は、おおむね次のとおりである。 （略）</p> <p>(8) 議会運営委員会委員の選任</p> <hr/> <p><u>(9)</u> 議案 （略）</p> <p>第6節 提案説明及び議事説明員</p> <p>38 予算議会の提案説明は、通常、市長が「施政方針」の説明を行ったあとに、所管局長及び本部長並びに教育次長が行う。</p> <p>39 予算議会以外の議会における提案説明は、市長の議案概要説明等に引き続</p>	<p>第3章 本会議</p> <p>第1節 議事日程 （略）</p> <p>19 議事日程の記載事項は、おおむね次のとおりである。 （略）</p> <p>(8) 議会運営委員会委員の選任</p> <p><u>(9)</u> 農業委員の推薦</p> <p><u>(10)</u> 議案 （略）</p> <p>第6節 提案説明及び議事説明員</p> <p>38 予算議会の提案説明は、通常、市長が「施政方針」の説明を行ったあとに、所管局長及びこども本部長が行う。</p> <p>39 予算議会以外の議会における提案説明は、市長の議案概要説明等に引き続</p>

改正案					現行				
<p>き、<u>所管局長及び本部長並びに教育次長</u>が行う。</p> <p>40 本会議への議事説明員の出席は、通常、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、<u>臨海部国際戦略本部長、会計管理者、各区長、教育次長及び各行政委員（委員長及び代表監査委員）</u>とし、各会議日の出席者は別表のとおりとする。なお、付議事件の内容によっては、関係説明員のみ出席とすることもある。</p>					<p>き、<u>所管局長及びこども本部長</u>が行う。</p> <p>40 本会議への議事説明員の出席は、通常、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、<u>こども本部長、会計管理者、各区長</u>及び各行政委員（委員長及び代表監査委員）とし、各会議日の出席者は別表のとおりとする。なお、付議事件の内容によっては、関係説明員のみ出席とすることもある。</p>				
会議 説明員	提案説明日	代表質問日	採決日	一般質問日	会議 説明員	提案説明日	代表質問日	採決日	一般質問日
市長、副市長、教育長、 上下水道事業管理者、 各局長、 <u>臨海部国際戦略本部長、会計管理者、教育次長</u>	○	○	○	○	市長、副市長、教育長、 上下水道事業管理者、 各局長、 <u>こども本部長、</u> 会計管理者	○	○	○	○
病院事業管理者	○	○	○	○ 〔通告があつた場合のみ〕	病院事業管理者	○	○	○	○ 〔通告があつた場合のみ〕
各区長	—	○	—	○ 〔通告があつた場合のみ〕	各区長	—	○	—	○ 〔通告があつた場合のみ〕
行政委員	—	○	—	○ 〔通告があつた場合のみ〕	行政委員	—	○	—	○ 〔通告があつた場合のみ〕
「○」は、出席を表す。					「○」は、出席を表す。				

改正案	現 行
<p>(略)</p> <p>第8節 委員会付託及び委員長報告</p> <p>(略)</p> <p>5 4 <u>附属機関設置条例、基金条例及び手数料条例は、当該事業局を所管する委員会に付託する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第13節 除 斥</p> <p>7 8 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第8節 委員会付託及び委員長報告</p> <p>(略)</p> <p>5 4 <u>基金条例及び手数料条例は、当該事業局を所管する委員会に付託する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第13節 除 斥</p> <p>7 8 (略)</p> <p>7 9 農業委員を推薦する議事を行うとき、除斥の対象となる議員は、当該案件</p>
<p><u>7 9</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>第16節 案件による取り扱いの特例</p> <p>(略)</p> <p>2 人事案件</p> <p>1 0 0 議会の同意を必要とする人事案件は、おおむね次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>(10) 消費者行政推進委員会委員 (<u>総務委員会</u>に付託)</p> <p>(略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) <u>行政不服審査会委員 (総務委員会に付託)</u></p> <p>1 0 1 前項の案件中、(8)、(9)、(10)、(12)及び(16)については本会議における説明、質疑ののち、委員会に付託する。</p>	<p><u>が議題となる前に、自ら退席している。</u></p> <p>8 0 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第16節 案件による取り扱いの特例</p> <p>(略)</p> <p>2 人事案件</p> <p>1 0 1 議会の同意を必要とする人事案件は、おおむね次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>(10) 消費者行政推進委員会委員 (<u>市民委員会</u>に付託)</p> <p>(略)</p> <p>(15) (略)</p> <p><u>1 0 2</u> 前項の案件中、(8)、(9)、(10)及び(12)については本会議における説明、質疑ののち、委員会に付託する。</p>

改正案	現 行
<p>(略)</p> <p>4 報告案件</p> <p>(略)</p> <p>108 報告案件の委員会への説明は、議案説明の際、併せて当該局より行う。</p> <p>ただし、地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の指定第2項のうち、交通事故に関するものは、一括して総務委員会に<u>総務企画局</u>から説明する。なお、交通事故のうち、損害賠償額の大きなもの（おおむね100万円以上）については、その所管の委員会にも当該局から説明する。また、交通事故以外のものは、当該局から所管の委員会に説明する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>4 報告案件</p> <p>(略)</p> <p>109 報告案件の委員会への説明は、議案説明の際、併せて当該局より行う。</p> <p>ただし、地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の指定第2項のうち、交通事故に関するものは、一括して総務委員会に<u>総務局</u>から説明する。なお、交通事故のうち、損害賠償額の大きなもの（おおむね100万円以上）については、その所管の委員会にも当該局から説明する。また、交通事故以外のものは、当該局から所管の委員会に説明する。</p> <p>(略)</p>

改正案				現 行			
第4章 常任委員会 (略) 第5節 各種委員の選出 (略) 各種委員選出一覧表 平成28年4月現在				第4章 常任委員会 (略) 第5節 各種委員の選出 (略) 各種委員選出一覧表 平成27年4月現在			
番号	名 称	所 管 局	選出方法及び数	番号	名 称	所 管 局	選出方法及び数
1	都市計画審議会	まちづくり局	各会派から1名	1	都市計画審議会	まちづくり局	各会派から1名
2	港湾審議会	港湾局	各会派から1名	2	港湾審議会	港湾局	各会派から1名
3	青少年問題協議会	こども未来局	文教委から3名 健康福祉委から1名	3	青少年問題協議会	市民・こども局	市民委から2名 総務委、健康福祉委から各1名
4	民生委員推薦会	健康福祉局	健康福祉委から2名 * 1	4	民生委員推薦会	健康福祉局	健康福祉委から2名 * 1
5	社会福祉審議会	健康福祉局	健康福祉委から2名 総務委から1名 * 2	5	社会福祉審議会	健康福祉局	健康福祉委から2名 総務委から1名 * 2
6	社会福祉審議会 (民生委員審査専門分科会)	健康福祉局	健康福祉委から3名 * 3	6	社会福祉審議会 (民生委員審査専門分科会)	健康福祉局	健康福祉委から3名 * 3
* 1 6との兼任はできない。 * 2 6との兼任はできない。 * 3 4・5との兼任はできない。 (略)				* 1 6との兼任はできない。 * 2 6との兼任はできない。 * 3 4・5との兼任はできない。 (略)			

改正案	現 行
<p>第 6 章 特別委員会</p>	<p>第 6 章 特別委員会</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第 2 節 予算審査特別委員会</p>	<p>第 2 節 予算審査特別委員会</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>1 6 7 予算審査特別委員会の説明員は、通常、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、<u>臨海部国際戦略本部長、会計管理者、各区長及び教育次長</u>とする。ただし、区長は、通告があった場合のみ出席する。</p>	<p>1 6 8 予算審査特別委員会の説明員は、通常、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、<u>こども本部長、会計管理者及び各区長</u>とする。ただし、区長は、通告があった場合のみ出席する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第 3 節 決算審査特別委員会</p>	<p>第 3 節 決算審査特別委員会</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>1 8 9 決算審査特別委員会の全体会の説明員は、通常、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、<u>臨海部国際戦略本部長、会計管理者、各区長及び教育次長</u>とする。ただし、区長は、総括質疑に通告があった場合のみ出席する。</p> <p>なお、監査委員は、全体会に出席している。</p>	<p>1 9 0 決算審査特別委員会の全体会の説明員は、通常、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、<u>こども本部長、会計管理者及び各区長</u>とする。ただし、区長は、総括質疑に通告があった場合のみ出席する。</p> <p>なお、監査委員は、全体会に出席している。</p>
<p>1 9 0 (略)</p>	<p>1 9 1 (略)</p>
<p>1 9 1 決算審査特別委員会の分科会は、次の実施要領により行う。</p>	<p>1 9 2 決算審査特別委員会の分科会は、次の実施要領により行う。</p>
<p>-----</p>	<p>-----</p>
<p style="text-align: center;">決算審査特別委員会分科会実施要領</p>	<p style="text-align: center;">決算審査特別委員会分科会実施要領</p>
<p>1 決算審査特別委員会に、常任委員会単位に、それぞれ総務分科会、<u>文教分科会</u>、健康福祉分科会、まちづくり分科会、環境分科会を設置し、分科会の委員には各常任委員会の委員が選任される。</p>	<p>1 決算審査特別委員会に、常任委員会単位に、それぞれ総務分科会、<u>市民分科会</u>、健康福祉分科会、まちづくり分科会、環境分科会を設置し、分科会の委員には各常任委員会の委員が選任される。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>4 分科会における審査は所管局ごとに行い、局別審査の順番、おおむねの開</p>	<p>4 分科会における審査は所管局ごとに行い、局別審査の順番、おおむねの開</p>

改正案	現 行
<p>催時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務分科会</p> <p>1 日目 10時～12時 (総務企画局) 13時～15時 (経済労働局)</p> <p>4 日目 10時～12時 (財政局) 13時～15時 (臨海部国際戦略本部その他)</p> <p>(2) 文教分科会</p> <p>2 日目 10時～12時 (市民文化局) 13時～15時 (こども未来局)</p> <p>5 日目 10時～12時 (教育委員会) 13時～15時 (教育委員会)</p> <p>(略)</p> <p>(5) 環境分科会</p> <p>3 日目 10時～12時 (環境局) 13時～15時 (港湾局)</p> <p>6 日目 10時～12時 (上下水道局) 13時～15時 (交通局)</p> <p>(略)</p> <p>7 区役所職員は、通常、<u>文教分科会</u>の<u>市民文化局</u>の審査の際に、通告があった場合に出席するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>催時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務分科会</p> <p>1 日目 10時～12時 (総務局) 13時～15時 (教育委員会)</p> <p>4 日目 10時～12時 (総合企画局) 13時～15時 (財政局その他)</p> <p>(2) 市民分科会</p> <p>2 日目 10時～12時 (市民・こども局) 13時～15時 (経済労働局)</p> <p>5 日目 10時～12時 (こども本部) 13時～15時 (港湾局)</p> <p>(略)</p> <p>(5) 環境分科会</p> <p>3 日目 10時～12時 (環境局) 13時～15時 (環境局)</p> <p>6 日目 10時～12時 (上下水道局) 13時～15時 (交通局)</p> <p>(略)</p> <p>7 区役所職員は、通常、<u>市民分科会</u>の<u>市民・こども局</u>の審査の際に、通告があった場合に出席するものとする。</p> <p>(略)</p>

改正案	現 行
<p>第11章 選挙 (略)</p> <p>_____</p>	<p>第11章 選挙 (略)</p> <p>第3節 農業委員の推薦</p>
<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>233 農業委員会等に関する法律第12条第2号の委員(議会が推薦する学識経験者)は、議員の中から4名選任されている。なお、その4年間の会派別割り当ては、世話人会で協議する。</p>
<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>234 前項の委員は、毎年4月1日付をもって交代する。ただし会派の都合により、引き続き在任することができる。なお、4年次の委員は、議員の任期満了の日まで在任する。</p>
<p>_____</p> <p>(略)</p>	<p>235 委員の交代に際しては、前任者に辞職届の提出を求めている。なお、4年次の委員についても、議員の任期満了の日をもって、辞職届の提出を求めている。</p> <p>(略)</p>
<p>第15章 諸会議 第1節 世話人会 (略)</p>	<p>第15章 諸会議 第1節 世話人会 (略)</p>
<p>265 世話人会は、局長を進行役とし、おおむね次の事項を協議する。 (略) (4) 委員会等について (略) オ 各種委員について _____</p> <p>(略)</p>	<p>269 世話人会は、局長を進行役とし、おおむね次の事項を協議する。 (略) (4) 委員会等について (略) オ 各種委員について <u>カ 農業委員について</u> (略)</p>

指定都市都道府県調整会議の設置について

1 経緯

平成23年8月 第30次地方制度調査会が発足

平成25年6月 同調査会が「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を取りまとめ、いわゆる「二重行政」を解消するためには、指定都市と都道府県が同種の事務を処理する場合等に適切に連絡調整を行う協議会を設置し、協議を行うことを制度化すべきである、と提言

平成26年5月 改正地方自治法成立・公布

⇒指定都市と都道府県の事務処理を調整するための協議の場として、平成28年4月1日に「指定都市都道府県調整会議」（以下「調整会議」という。）が設置されることとなった。

2 調整会議の概要

(1) 協議事項

指定都市と都道府県における事務の処理について協議を行う。

(2) 構成員

指定都市の市長（以下「市長」という。）と都道府県の知事（以下「知事」という。）で構成され、市長と知事は、必要と認めるときは、協議して、次に掲げる者を構成員として加えることができる」とされている。

- ・指定都市、都道府県の議会の議員のうちから選挙により選出した者
- ・学識経験者 等

さらに、協議事項が、教育など、市長又は知事以外の執行機関の権限に属する場合には、当該執行機関の関係者を構成員として加えるものとされている。

(3) 応答義務

地方自治法第2条第6項又は第14項*の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、市長又は知事は、協議を行うことを求めることができ、この場合、求めを受けた者は、当該求めに応じなければならないとされている。

(4) 会議運営

改正地方自治法に定める事項のほか、調整会議の具体的な運営等に関して必要な事項は、調整会議が定めることとされている。

(5) 総務大臣に対する勧告の求め

応答義務のある事務について協議を調えるため必要があると認めるときは、市長又は知事は、総務大臣に対し必要な勧告を行うよう申し出ることができる。この場合、勧告を求める者は、あらかじめ、その議会の議決を経なければならないとされている。

3 今後の予定

～平成28年3月 調整会議の運営方法等について県、横浜市及び相模原市と協議・調整

平成28年4月1日 改正地方自治法の施行に伴う調整会議の設置
(各指定都市と都道府県との間で設置)

※【参考】地方自治法（抜粋）

第2条（地方公共団体の法人格とその事務）

(1～5 略)

6 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。

(7～13 略)

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

(15～17 略)

地方自治法の一部を改正する法律（抜粋）

（指定都市都道府県調整会議）

第252条の21の2 指定都市及び当該指定都市を包括する都道府県（以下この条から第252条の21の4までにおいて「包括都道府県」という。）は、指定都市及び包括都道府県の事務の処理について必要な協議を行うため、指定都市都道府県調整会議を設ける。

2 指定都市都道府県調整会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- (1) 指定都市の市長
- (2) 包括都道府県の知事

3 指定都市の市長及び包括都道府県の知事は、必要と認めるときは、協議して、指定都市都道府県調整会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 指定都市の市長以外の指定都市の執行機関が当該執行機関の委員長（教育委員会にあっては、教育長）、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者
- (2) 指定都市の市長がその補助機関である職員のうちから選任した者
- (3) 指定都市の議会が当該指定都市の議会のうちから選挙により選出した者
- (4) 包括都道府県の知事以外の包括都道府県の執行機関が当該執行機関の委員長、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者
- (5) 包括都道府県の知事がその補助機関である職員のうちから選任した者
- (6) 包括都道府県の議会が当該包括都道府県の議会の議員のうちから選挙により選出した者
- (7) 学識経験を有する者

4 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、指定都市の市長又は包括都道府県の知事以外の執行機関の権限に属する事務の処理について、指定都市都道府県調整会議における協議を行う場合には、指定都市都道府県調整会議に、当該執行機関が当該執行機関の委員長、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者を構成員として加えるものとする。

5 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、第2条第6項又は第14項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、指定都市の市長にあつては包括都道府県の事務に関し当該包括都道府県の知事に対して、包括都道府県の知事にあつては指定都市の事務に関し当該指定都市の市長に対して、指定都市都道府県調整会議において協議を行うことを求めることができる。

6 前項の規定による求めを受けた指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、当該求めに係る協議に応じなければならない。

7 前各号に定めるもののほか、指定都市都道府県調整会議に関し必要な事項は、指定都市都道府県調整会議が定める。

指定都市都道府県調整会議

目的

- 指定都市と都道府県の二重行政の問題を解消し、事務処理を調整するための協議の場
(改正法の施行により、いわば自動的に設置されていることになるもの)

協議事項

- 指定都市又は都道府県は、二重行政を防止するために必要であると認めるときは、調整会議における協議を求めることができる。

→ 指定都市又は都道府県は、協議を求められれば、応じなければならない。

【例】

- ・ 公共施設の整備（都市部に不足する介護老人福祉施設の整備など）
- ・ 同一の施策の調整（圏域の成長のための産業政策や中小企業支援策など）
- ・ 類似した行政分野の調整（ゲリラ豪雨対策としての河川整備と下水道整備など）

指定都市都道府県調整会議



指定都市の市長



都道府県知事

【構成員として追加可能な者】

- ・ 他の執行機関の代表者
- ・ 職員
- ・ 議会を代表する者として議会が選任した者
- ・ 学識経験者

協議を調えるために必要と認めるとき
総務大臣の勧告を求めると可能

総務大臣の勧告
(指定都市都道府県勧告調整委員
及び各省の意見を聴く)